

岡崎市会計年度任用職員採用選考募集案内

令和8年4月に採用するパートタイム会計年度任用職員（少年自然の家指導員）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（少年自然の家指導員）
職務内容	少年の自然探求、その他自然に親しむ諸活動の指導及び助言など
募集人数	1人
応募要件	<p>次の条件を満たしている人</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教員免許を有している人 (令和8年3月31日までに取得見込みを含む)・ パソコン（Word, Excel）の操作ができる人・ 普通自動車運転免許を取得している人及び自家用車等で通勤できる人

※地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分未満かつ週当たり38時間45分未満の人

2 任期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（任用の日から原則1月の間は条件付採用期間となります。）

※任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所

- (1) 岡崎市少年自然の家
- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

4 勤務時間等

- (1) 始業、終業の時刻

午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 15 分

※ただし、時期により、交代制等勤務として、午前 8 時 30 分 ~ 午後 9 時 00 分の間の 6 時間 45 分（休憩時間を除く）で定める。

- (2) 休憩時間

60 分

- (3) 週休日

4 週間ごとの期間につき所属長が定める 8 日

- (4) 所定時間外勤務 有

※ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

5 給与等

- (1) 給与

ア 報酬（令和 8 年 1 月 30 日時点）

月額 218,661 円

※継続経験期間等に応じて、報酬額が増額調整される場合があります。

イ 期末手当

有 ※ただし、任期が 6 月末満の場合は無

ウ 勤勉手当

有 ※ただし、任期が 6 月末満の場合は無

- (2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

6 加入保険等

- (1) 雇用保険

加入あり

- (2) 健康保険及び厚生年金

加入あり

※共済組合（愛知県都市職員共済組合）へ加入する場合、岡崎市職員の福利厚生に関する条例に基づき、岡崎市職員互助会にも併せて加入

することとなります。

(3) 災害補償

労働者災害補償保険法に基づく補償の適用あり

7 応募方法

次の書類を作成し、「9 問合せ先」へ持参又は郵送で提出してください。

- (1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書
- (2) 教員免許の取得を証明する書類の写し
- (3) 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙

※提出書類は一切お返しえできません。

※持参する場合は火曜日から金曜日（祝日法による休日を除く）の午前
8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※随時選考のため、合格者が決定次第、受付を終了します。

8 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

面接及び提出いただいた書類により選考します。面接については、書
類提出後に連絡いたします。

(2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

9 問合せ先

〒444-3341 岡崎市須淵町字屋名平44番地1

岡崎市少年自然の家

電話：(0564) 47-2357（直通）

F A X：(0564) 47-3536

※地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用があ
ります。

※勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規
則等の改正により、変更となる場合があります。